

## 仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について

## 1 改正の理由

令和 5 年 6 月 9 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、施行日である令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険者証の新規発行が終了することに伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

国民健康保険法に基づき、保険料を滞納している世帯主が被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合における罰則を規定しているが、上記の法改正により、被保険者証に係る規定を削除するもの。

## 3 施行日

令和 6 年 12 月 2 日

## 4 改正予定時期

第 3 回定例会

## 参考

仙台市国民健康保険条例抜粋

## 【改正前】

（罰則）

第二十一条 市長は、世帯主が法第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し十万円以下の過料を科することができる。

## 【改正後（案）】

（罰則）

第二十一条 市長は、世帯主が法第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合 \_\_\_\_ においては、その者に対し十万円以下の過料を科することができる。